

呉市と国の生活保護受給者等に対する就職支援等についての 一体的な実施について

呉 市

第1 趣旨

「アクション・プラン～出先機関の原則廃止に向けて～」に基づき、国が行う無料職業紹介等の事務と地方が行う福祉等に関する相談業務等を一体的に行い、利用者の様々なニーズにきめ細かく対応するため、呉市役所（福祉事務所）内にハローワークのサテライト窓口を設置する。

第2 事業の概要

福祉事務所内にハローワークのサテライト窓口を設け、ハローワークシステムの設置等により、呉市とハローワークが一体となって、生活・福祉等の相談と就労支援を効果的に実施する。

窓口は、福祉事務所内に常設し、以下のとおり事業を実施する。

1 支援対象者

窓口の対象者は、生活保護受給者等就労自立促進事業による支援対象者とする。

当面、生活保護受給者、児童扶養手当受給者及び住宅支援給付受給者（以下、「生活保護受給者等」という。）を対象とし、別途策定する事業運営計画等に基づく実施結果を考慮して見直しを図るものとする。

2 一体的に実施する業務

(1) 呉市が実施する業務

① サテライト窓口の利用促進等

求職活動中の生活保護受給者等について、就労支援員とケースワーカーが連携して求職活動状況を確認の上、生活保護受給者等就労自立促進事業の活用が適当と判断した者について、家庭訪問等により早期の事業活用を指導するなど、当事業を積極的に活用することにより、サテライト窓口の利用を促進する。

② サテライト窓口担当者との連携

生活保護受給者等就労自立促進事業の支援対象者については、実施手順に基づき、福祉事務所担当総括コーディネーター等による連絡調整を行う等、サテライト窓口担当者と連携した就労指導を行う。

(2) 国が実施する業務

① 支援対象者に対する職業相談・職業紹介業務

ハローワークの求人情報を活用して、原則、予約制により職業相談・職業紹介業務を実施する。

② 支援対象者に対するハローワーク求人情報、労働市場情報等の提供

求人情報提供端末等の活用により求人情報を提供するほか、労働市場の状況に関する必要な情報等を提供する。

③ ハローワークとの連絡・調整

ハローワークが行う職業安定行政全般にわたる制度や業務等についての周知のほか、ハローワークとの連絡・調整を必要に応じて行う。

3 実施体制

(1) サテライト窓口にはハローワーク職員等2名を配置する。

(2) 求人情報提供端末2台及び職員用ハローワークシステム2台を設置し、支援対象者に対する支援を実施する。

4 実施場所

呉市福祉事務所（呉市和庄1丁目2番13号 すこやかセンターくれ）

5 窓口開設時間等

月曜日から金曜日の8時30分から17時00分まで。

ただし、国民の祝日及び年末年始を除く。

6 事業の実施時期

平成26年10月（予定）